明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務五七）　一
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四二）　二
○保安林の指定をする件（農林水産三四三）　二
○保安林の指定を解除する件（同三四四～三四六）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同三四七、三四八）　二
○農薬を登録した件　三
（同三四九、三五〇）
○農薬を再登録した件（同三五一）　三
○農薬の登録が失効した件（同三五二）　三
○平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件（国土交通一八五）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁一八、一九）　六
○道路に関する件（東北地方整備局二二）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局一七）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一四）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局二一、二二）　九
○道路に関する件（四国地方整備局一一～一三）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局一八、一九）　一〇
○道路に関する件（北海道開発局一一、一二）　一一

〔国会事項〕

裁判所　一一
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
特殊法人等　一二
企業年金基金変更関係
地方公共団体　一二
教育職員免許状失効関係
会社その他　一二

〔人事異動〕

内閣　内閣府　一〇

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働　労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二

〔公告〕

官庁　一二
財団、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係

告示

○総務省告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月十六日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　第百五十一連合任務部隊司令部派遣隊

二　国外派遣期間　平成三十年二月十六日から平成三十年七月二日まで

三　派遣人数（概数）　十人程度

四　派遣地域　バーレーン

○外務省告示第四十二号

平成二十九年八月二十二日にラバトで、円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の平成二十二年三月十九日付けの交換公文に従って国営水道公社に供与されることになった地方都市上水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が国営水道公社と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十一年八月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、モロッコ王国政府との間に行われた。

平成三十年二月十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町北川字竹屋式七八三の一、字仲地主八〇七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹屋式七八三の一・字仲地主八〇七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。